

～ 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 又は

自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方へ～



更新手続きが開始したら、LINE（ライン） でお知らせのご案内をします！

「友だち登録」をすると更新手続き受付開始日に通知が届きます

【対象の種別】

療育手帳

→『次の判定月』の6 か月前より、更新手続き開始

精神障害者保健福祉手帳

→『有効期限』の3 か月前より、更新手続き開始

自立支援医療（精神通院）

→『有効期限』の3 か月前より、更新手続き開始

【例】3 か月前とは…

有効期限が ～令和 7 年 8 月 31 日の時

→令和 7 年 6 月 1 日より受付開始



上記を読み取り、友だち登録を行ってください。

【手続き方法】

- ①LINE の友だち登録をする。（※お名前や連絡先の登録は不要です。）
- ②受信設定より、希望する情報の中にある『障害福祉』を選択する。
- ③『オンライン手続』を選択し、次に『よく利用される手続き』を選択する。
- ④トーク画面上の『更新のお知らせ通知』というメッセージを選択する。
- ⑤通知を希望する種別を選択のうえ、各種、有効期限等を入力する。
- ⑥手続きが完了した後は、新たな有効期限等を改めて上書き登録する。

【問い合わせ】大東市障害福祉課 TEL:072-870-9630

FAX:072-873-3838

登録までの流れ

①



②



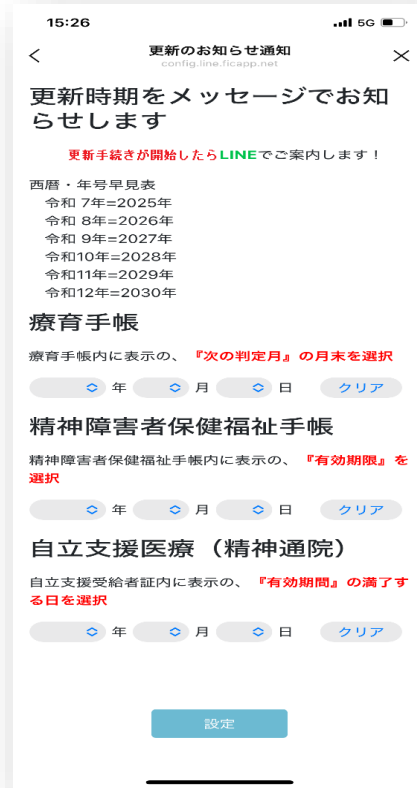
③



④



⑤



＜入力内容＞

①療育手帳

→ 次の判定月の月末

②精神障害者保健福祉手帳

→ 有効期限

③自立支援医療（精神通院）

→ 有効期間満了日

【ご注意ください】

友だち登録後、ご自身で現在の手帳や受給者証の有効期限を入力してください。
更新手続きが開始したら、LINEによる通知が届きます。

更新手続きが終わり、新しい有効期限がわかった時点で、ご自身で日付の更新をお願いします。